（令第七条第一項の内閣府令で定める事項）

第五条　令第七条第一項本文に規定するアレルゲン、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項並びに栄養成分の量及び熱量（一般用加工食品（食品表示基準第三条第一項に規定する一般用加工食品をいう。次項において同じ。）及び容器包装に入れられた添加物（食品表示基準第二条第一項第五号に規定する業務用添加物を除く。次項において同じ。）にあっては、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を除く。）並びにこれらを表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項とする。

［一～十三　略］

十四　次に掲げる食品にあっては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項

イ　［略］

ロ　無菌充填豆腐（食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第1食品の部D各条の項の豆腐に規定する無菌充填豆腐をいう。）

ハ	［略］
ニ	［略］
ホ	［略］
ヘ	［略］
ト	［略］
チ	［略］
リ	［略］
ヌ	［略］
ル	［略］
ヲ	［略］
ワ	［略］
カ	［略］
ヨ	［略］
タ	［略］
レ	［略］
ソ	［略］

十五　［略］

十六　次に掲げる食品にあっては、食品表示基準別表第二十四の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項

イ　［略］

ロ

アボカド	あんず、おうとう、かんきつ類、キウィー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ぱれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんご

［ハ～チ　略］

［十七・十八　略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（令第七条第一項の内閣府令で定める事項）

第五条　令第七条第一項本文に規定するアレルゲン、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項並びに栄養成分の量及び熱量（一般用加工食品（食品表示基準第三条第一項に規定する一般用加工食品をいう。次項において同じ。）及び容器包装に入れられた添加物（食品表示基準第二条第一項第五号に規定する業務用添加物を除く。次項において同じ。）にあっては、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を除く。）並びにこれらを表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項とする。

［一～十三　同上］

十四　次に掲げる食品にあっては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項

イ　［同上］

［号の細分を加える。］

ロ	［同上］
ハ	［同上］
ニ	［同上］
ホ	［同上］
ヘ	［同上］
ト	［同上］
チ	［同上］
リ	［同上］
ヌ	［同上］
ル	［同上］
ヲ	［同上］
ワ	［同上］
カ	［同上］
ヨ	［同上］
タ	［同上］
レ	［同上］

十五　［同上］

十六　次に掲げる食品にあっては、食品表示基準別表第二十四の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項

イ　［同上］

ロ

あんず	おうとう、かんきつ類、キウィー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも及びりんご

［ハ～チ　同上］

［十七・十八　同上］

2　［同上］

附　則

この府令は、公布の日から施行する。